

介護度改善インセンティブ制度について

市長マニフェスト

2021年度までに介護度改善に対するインセンティブ(報奨)制度を導入します。

新型コロナウイルス感染症対応に優先的に取り組むため、実施時期を見直し



川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3(2021)年～令和5(2023)年

・介護度改善インセンティブ制度の創設(新規)

高齢者の自立に資する質の高い介護サービスの提供を促進するため、介護度の改善に関する指標を設定し、当該指標の改善がみられた場合に、サービスを提供した事業者などに報奨等を付与する介護度改善に関するインセンティブ制度を創設します。

これまでの検討経過

株式会社ポラリス代表取締役 森剛士医師へのヒアリング(令和元年7月5日)

- ・インセンティブ制度は、住み慣れた地域で、最期まで自分らしく暮らしていけるようにすることが目的
- ・介護度改善と認定調査結果をどう結び付けるかが課題。検討に際しては、学識経験者を交えて議論すべきではないか。
- ・ケアマネを含めて評価する仕組みにすることで、自立支援につながる事業所をプランに組み込むようになるのではないか。
- ・評価基準を「要介護度」とすれば、給付費への影響も分かりやすく第三者評価も不要だが、厚労省は二次判定の精度を疑問視しており、プロセス評価を重視している。アウトカムとプロセスに対する評価のバランスをとるのは難しいが、自立支援によって結果が出るなら、二次判定結果を重視してもよいのではないか。
- ・利用者自身が元気になったら何をしたいかという具体的な目標を掲げ、関係者が共有する必要がある。利用者を市長が表彰するの一案

岡山市「デイサービス改善インセンティブ事業」の現地調査(令和元年7月26日)

- ・介護度の改善は事業者の報酬減少につながり、利用者の状態を改善しようという動機が働きにくいことを問題視し、介護度の改善に対する報酬付与を考えた。
- ・特区申請に係る国との協議では、「要介護度」は、介護の手間を示す指標であって、その人の状態を表すものではなく、評価指標として適切でないとの見解が示されたため、質を評価する手法として、アウトカムだけでなく、プロセスとストラクチャー(構造)についても評価することが重要と判断し、大学教授等の有識者で構成するワーキングチームと事業所で構成する質の評価準備会で評価方法を検討した。
- ・検討の結果、ストラクチャー・プロセス評価については、120項目以上の候補から、人員配置や研修参加など5項目の指標を採用し、アウトカム評価については、基本的な生活動作の状態を評価する指標(バーセルインデックス)を採用した。
- ・市内のデイサービス事業所の約半数にあたる144事業所が参加。ストラクチャー・プロセス評価で評価指標を達成した64事業所を対象にアウトカム評価を実施し、上位10事業所に対し、奨励金(10万円)を付与した。
- ・事業の実施を通じ、介護保険の理念である「自立」の再確認と、要介護者等の状態像を維持、改善させることが利用者のQOLの確保につながるという意識の統一ができた。従業者のモチベーションも向上している。
- ・介護度の改善に対する利用者や家族からの苦情は特になく、事業者と利用者の意思疎通は十分に図られていると考えている。

基本的な枠組み

趣旨

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した在宅生活を営むことができるよう、介護度改善に向けた介護保険事業者の取り組みを支援する。

コンセプト

介護度改善に関する指標を設定し、この指標の改善が見られた事業所へ報奨(金銭・表彰・認証等)を付与する。

対象事業

「ケアマネジメントを含む在宅介護サービス全般」として、広く対象事業を設定する案や「デイサービス事業」に限定する案を含めて、在宅介護サービスの範囲の中で検討

評価対象期間

1年以内(年度内に完結)

評価指標

要介護認定やバーセルインデックスなどを含め、公平・公正でわかりやすく簡便な指標を検討

その他

- ・対象は、本事業への参加を希望する事業所
- ・関係者への研修などについて配慮する。
- ・利用者や家族も含め、広報・啓発に努める。

インセンティブ
の導入によって
実現したいこと

主な論点

- ・介護サービスを利用することなく元気に暮らせる高齢者を増やしたい。
- ・将来にわたって持続可能な介護保険制度をめざしたい。
- ・利用者の状態像にあったサービス利用へ誘導したい。

対象者

- ・介護予防の観点から、後期後半高齢者の健康状態の維持を重視すべきではないか。
- ・事業者だけでなく、改善に取り組んだ利用者への報奨も必要ではないか。

対象サービス

- ・利用者の理解を得るためには、ケアマネジャーの関与が重要なことから、全てのサービスを対象に、ケアマネジャーを中心としたチームケアを評価する仕組みとしてはどうか。
- ・チームアプローチの場合、改善に対する個々の貢献度を評価することが困難ではないか。
- ・給付費の観点からはデイサービスの占める割合が多いことから、スモールスタートとして通所サービスに限定してはどうか。
- ・総合事業における多様なサービス提供を促進する観点から、基準緩和型サービスを対象としてはどうか。
従前相当よりも人員等の基準を緩和することによりサービスの担い手の幅を広げ、その担い手により短時間のサービスを提供するもの

評価指標

- ・簡便さでは要介護度に勝る指標はないが、評価を行うために有効期間に関わらず区分変更申請を求める必要が生じ、本人も市も負担が増えるのではないか。
- ・基本チェックリストによる判定でも、改善の度合いは見えるのではないか。
- ・本人の主観的な評価でもよいのではないか。
- ・個別機能訓練加算で使用されるチェックシート等を活用してはどうか。
- ・公平、公正な評価方法とするため、介護保険運営協議会に部会を設置し、検証を受けてはどうか。

インセンティブの内容

- ・利用者の状態改善が見られた場合に算定できる加算を設けてはどうか。
- ・基準緩和型サービスの単価に加算を設けたとしても、従前相当の単価を下回り、十分なインセンティブとならないため、優良事業者として表彰し、広報で広く周知してはどうか。

事業化案

A案(総合事業通所サービス型)

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを対象として、評価期間内に心身の状態改善が見られた場合にサービス提供事業所に報奨を付与する。

対象者

「要支援1」「要支援2」「事業対象者(基本チェックリストにより介護予防・日常生活支援総合事業の対象とされた者)」

インセンティブの内容

評価期間内に心身の状態改善が見られた場合、当該事業所に報奨金を付与する。
優良と認められる事業所を対象に表彰制度を設け、広報誌等で広く周知する。
利用者の意欲を喚起するため、評価期間内に状態改善が見られた利用者に対する表彰制度を設ける。

対象サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス(従前相当及び基準緩和型)

評価指標

「基本チェックリスト」または、リハビリテーションマネジメント加算の算定に用いられる「興味・関心チェックリスト」及び「ADL」「IADL」に係る指標等の活用を基本として、有識者等の参画を得て検討

B案(総合事業短期集中サービス型)

介護予防・日常生活支援総合事業において新たに創設する予定の「フレイル改善短期集中プログラム」の利用者について、心身の状態改善が見られた利用者数が一定の基準を上回った場合にサービス提供事業所に報奨を付与する。

対象者

「要支援1」「要支援2」「事業対象者」

インセンティブの内容

実施期間内に心身の状態改善が見られた利用者数が一定の基準を上回った場合に、サービス提供事業所に金銭や表彰等の報奨を付与する。

利用者の意欲を喚起するため、評価期間内に状態改善が見られた利用者に対する表彰制度を設ける。

対象サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスC(短期集中予防サービス)

評価指標

リハビリテーション専門職等の参画を得て検討

フレイル改善短期集中プログラム(案)

フレイル状態にある人に対し、早い段階から適切なりハビリテーション等を行うことは、重度化防止に効果的と考えられることから、短期間集中して運動プログラム等を実施するサービスを創設する。

対象者:事業対象者や要支援1・2のうち、短期間集中的にリハビリを行うことで改善が見込まれる人など

内 容: 包括職員とリハ職が自宅を訪問し、課題整理及び目標設定

自立支援型地域ケア会議を行い、ケアプラン作成
通所により、マシーントレーニングのほか、ストレッチ、有酸素運動、簡単な道具を用いた運動等を実施
(週2回・3カ月間)

包括職員とリハ職が自宅を訪問し、課題整理及びプログラム終了後に利用する社会資源等を検討

C案(通所介護評価指標型)

通所介護を対象として、介護度の改善に関する指標を設定し、評価期間内に当該指標の改善がみられた場合にサービス提供事業所に報奨を付与する。

対象者

「要介護1」～「要介護5」

対象サービス

通所介護

インセンティブの内容

評価期間内に心身の状態改善が見られた場合、当該事業所に報奨金を付与する。
優良と認められる事業所を対象に表彰制度を設け、広報誌等で広く周知する。
利用者の意欲を喚起するため、評価期間内に状態改善が見られた利用者に対する表彰制度を設ける。

評価指標

「バーセルインデックス」または、リハビリテーションマネジメント加算の算定に用いられる「興味・関心チェックリスト」及び「ADL」「IADL」に係る指標等の活用を基本として、有識者等の参画を得て検討

D案(通所介護ADL維持等加算活用型)

通所介護を対象として、ADL維持等加算を算定している事業所に報奨を付与する。

対象者

「要介護1」～「要介護5」

対象サービス

通所介護

インセンティブの内容

ADL維持等加算を算定している事業所に報奨金を付与する。
一定の基準を定め、利用者に対する表彰制度を設ける。

評価指標

ADL維持等加算算定の有無

事業者等との意見交換

川西市介護保険サービス協会との意見交換(令和3年9月15日)

- ・付与されるインセンティブと新たに生じる事務負担とが見合った制度設計としてほしい。
- ・小規模な事業所では、インセンティブ制度への参加意向があっても、人材不足で参加できない場合もあると考えられるため、人材確保にも注力してほしい。
- ・インセンティブ制度に参加して状態が改善した利用者は、サービスを利用しなくなる(いわゆる「卒業」)場合もあると思われるが、サービス利用がなくなっても元気な状態を維持することができるよう、「通いの場」などの地域資源を充実させていくことが必要ではないか。

阪神北圏域リハビリテーション支援センターとの意見交換(令和3年9月17日)

- ・介護度の変化は、軽度者の方が見えやすいのではないか。
- ・ADLの改善には、サービス以外の生活の中で、ADLの改善につながるような場面をつくることが効果的と考えられることから、そのような視点をもった事業所が評価される仕組みとすることが望ましい。
- ・ADLの改善にはリスクも伴うことから、リハビリテーション専門職が関与し、安全面の検討を行いつつ自立支援を行う必要があるが、そうした点をどのように担保するのか検討すべきではないか。

今後も継続的に意見交換を行う予定

委員の皆さまからご意見をいただきたい事項

介護度改善インセンティブ制度の導入に対するお考えについて

質の高い介護サービスの提供を促進するための指標のあり方について

状態改善を適切に評価することのできる指標の設定について

事業所によるサービス内容と状態改善との関係に係る評価のあり方について

インセンティブの内容や金額等の水準について

参考 先行自治体の取り組み

	岡山市	品川区	川崎市	名古屋市
事業名称	デイサービス改善インセンティブ事業	介護度改善ケア推奨事業	要介護度改善・維持評価事業	介護予防・日常生活支援総合事業
対象サービス	通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・特定施設 	全サービス	基準緩和型サービス(ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)
概要	事業所とともに選定した5つの質の評価指標を達成した事業所を対象に、日常生活機能評価を活用したアウトカム評価を行い、上位10事業所に報奨金(10万円)の付与及び表彰等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度1年間の要介護度の改善度合いに応じ、最大12か月間、報奨金を付与 ・報奨金の額は、要介護度が1段階改善すごとに2万円/月 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーを中心とした「チームケア」による介護サービスの成果を評価 ・要介護度が改善または一定期間を超えて維持した場合や、ADL等が改善した場合、報奨金(5万円)の付与及び表彰等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準緩和型サービスに「介護予防改善加算」を創設 ・6か月以内に利用者の機能が改善し、サービスの利用を終了した場合、終了月に50単位×利用月数(上限6か月)を加算
評価指標	質の評価指標及び日常生活機能評価	要介護度	要介護度または認定調査の能力評価項目	基本チェックリストの該当項目数

参考 報酬改定におけるサービスの質の評価

科学的介護推進体制加算の創設

訪問系サービスを除くサービスについて、事業所の全ての利用者に係るデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)を科学的介護情報システム(LIFE)に提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上の取り組み推進を評価

科学的介護推進体制加算 40単位/月(通所系・居住系・多機能系サービスの場合)

- 【算定要件】・入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者・利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

ADL維持等加算の拡充

- ・ADL維持等加算について、通所介護に加えて、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設（いずれも地域密着型を含む）に対象を拡充する。
- ・クリームスキミングを防止する観点や加算の取得状況等を踏まえ、算定要件の見直しを行う。
- ・ADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する評価区分を新たに設ける。

従前 ADL維持等加算() 3単位/月
ADL維持等加算() 6単位/月

改定後 ADL維持等加算() 30単位/月
ADL維持等加算() 60単位/月

【算定要件】 ADL維持等加算()

利用者等(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること
利用者等全員について、利用開始月と翌月から6月目においてバーセルインデックスを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した月ごとに厚生労働省に提出していること
調整済ADL利得(利用開始月と6カ月後のADL値の差に各種調整を加えた値)について、上下1割の者を除いた平均値が1以上であること

ADL維持等加算()

ADL維持等加算()と同じ
調整済ADL利得について、上下1割の者を除いた平均値が2以上であること